

日 薬 業 発 第 132 号
平 成 28 年 6 月 20 日

都道府県薬剤師会 担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長 生出 泉太郎

セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成28年度税制改正大綱が平成27年12月24日に閣議決定されたことを受け、所得税法等の一部を改正する法律が平成28年4月1日より施行されております。

この中で、セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除（医療費控除の特例）（以下、セルフメディケーション税制）が創設され、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間に自己等のスイッチOTC医薬品の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額について、その年分の総所得金額等から控除するとされております（別添1）。

このセルフメディケーション税制への対応については、本年3月に厚生労働省及び関係団体による「セルフメディケーション税制連絡会」を設け、購入費用の証明書類の取扱いなどをはじめとする各種課題について検討しているところですが、今般、厚生労働省よりセルフメディケーション税制対象品目一覧（別添2）及び日本一般用医薬品連合会より対象製品パッケージに表示する共通識別マーク（別添3）が公表されましたのでお知らせいたします。

本会では、引き続き厚生労働省や関係団体と連携を図りつつ、セルフメディケーション税制の具体的な運用などについて検討を進め、適宜、情報提供を行っていく予定ですので、貴会会員へご周知下さるようお願い申し上げます。

別添1．平成28年度税制改正の大綱（抜粋）（平成27年12月24日閣議決定）

別添2．セルフメディケーション税制対象品目一覧

厚生労働省ホームページ>政策について>分野別の政策の一覧>健康・医療>医療>セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124853.html>

別添3．セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の対象パッケージに表示する共通識別マークについて（日本一般用医薬品連合会プレスリリース）

http://www.jfsmi.jp/news.html#news160617_1

参 考：平成28年度税制改正の概要（厚生労働省関係）（抜粋）